

令和7年度第1回 通常総会議事録

1 日 時 令和7年7月25日（金） 午後3時30分

2 場 所 沖縄県市町村自治会館2階 201～203会議室

3 出席者 別添、出席者名簿のとおり

4 役 職 員 高良常務理事、大城事務局長、稲嶺事務局次長
奥原総務課長、植木企画電算課長、喜友名保険者支援課長
川満審査課長、岸本業務管理課長、翁長介護福祉課長

5 議 題 (専決報告事項)

専決報告第1号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計
(業務勘定)歳入歳出補正予算(第3回)について

専決報告第2号 令和7年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算
(第1回)について

(議決事項)

議案第1号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会事業実績の認定について

議案第2号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算の認定
について

議案第3号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳
入歳出決算の認定について

議案第4号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務
特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第5号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導
等関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第6号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険関係業務特別会計歳
入歳出決算の認定について

議案第7号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等
特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第8号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会母子保健健康診査費審査支払
特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第9号 令和6年度沖縄県国民健康保険団体連合会収益事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

議案第10号 沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築基本構想・基本計画について

議案第11号 沖縄県国民健康保険団体連合会新会館建築準備資金積立金規則の一部改
正について

- 議案第 12 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会財産の処分について
- 議案第 13 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 14 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 15 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について
- 議案第 16 号 令和 7 年度沖縄県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 回）について

司 会
比嘉主幹

ただいまより、令和7年度第1回 沖縄県国民健康保険団体連合会 通常総会を開催いたします。

本日の司会を務めます 総務課の「比嘉 章」です。
よろしくお願いします。

会議を始めます前に、配付資料を確認します。

- 一つ目は、「令和7年度第1回 総会議案書」
- 二つ目は、「別冊 新会館建築基本構想（案）」
- 三つ目は、同じく「別冊 新会館建築基本計画（案）」
- 四つ目は、「資料1 令和7年度第1回 総会説明資料」
- 五つ目は、「資料2 （参考）令和6年度複式財務諸表」
- 六つ目は、「資料3 新会館建築基本構想・基本計画の説明資料」
- 七つ目は、「資料4 令和7年度第1回通常総会への近況報告」

の7種類です。不足があればお申し出ください。

< 配布資料の確認 >

それでは、本日の出席状況について、ご報告いたします。

本日の出席状況は、本人等の出席が 27名

書面出席が 15名 でございます。

よって、国民健康保険法施行令第13条の規定により定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

開会にあたり、本会理事長 石嶺 傳實 読谷村長より、ご挨拶を申し上げます。

理事長
石嶺
読谷村長

令和7年度第1回通常総会を開催するにあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、本総会へご出席いただき誠にありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日頃より国民健康保険の運営にご尽力いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、依然として続く少子高齢化や生産年齢人口の減少、物価高騰等により、我が国の社会保障制度、とりわけ国民健康保険事業を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しております。

加えて、本県の医療提供体制に目を向けますと、夏場における熱中症の発生や、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザなどの流行が断続的に見られるなど、医療機関は依然として緊張状態にあります。

また、医師や看護職員の地域偏在や慢性的な人材不足も続いており、医療現場では多くの課題を抱えながら、地域住民の健康を守るために日々尽力されています。

私たち保険者としても、そうした医療現場の現状をしっかりと受け止め、地域における適切な保健・医療サービスの提供に引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

さらに、市町村国保の財政状況を見てみますと、直近、令和5年度の速報値では、一人当たりの決算補てん等の法定外繰入が全国2番目の多さとなるなど、本県の国保財政は依然として厳しい状況が続いていることから、現在、沖縄県と調整をしている所ではありますが、8月に県市長会、県町村会など関係団体と共に、保険者の代表として国保の財政支援を要請する予定でございます。どうぞ、皆様のご理解ご協力を宜しくお願いいたします。

結びに、本日の議案は専決報告事項2件、議決事項16件となっております。議案につきましては、去る7月7日の理事会において慎重に審議し、本総会へ提出しておりますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

令和7年7月25日
理事長 石 嶺 傳 實

沖縄県国民健康保険団体連合会

司 会
比嘉主幹

それでは、議長の選出に移らせていただきます。

議長は、国民健康保険法施行令第12条の規定により総会で選挙することになっております。どなたか立候補又は推薦する方がいらっしゃいますか。

<中城村 比嘉麻乃村長 推薦の声あり>

只今、中城村の比嘉麻乃(ひがあさの)村長を推薦する声がありますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。ご異議がございませんので、議長に中城村の比嘉麻乃村長を選出したいと存じます。比嘉村長よろしくお願いいたします。

議 長
(中城村
比嘉村長)

ただいま、議長に選出されました中城村の比嘉でございます。
本日の議案審議が、円滑に運ばれますよう皆様のご協力をよろしくお願いしま
す。

なお、議事録署名人につきましては、国民健康保険団体連合会規約第18条の
規定により、議長があたることになっております。

それでは、これより議事を進めてまいります。

はじめに、専決報告第1号および第2号を議題とします。
事務局の説明を求めます。

大城
事務局長

事務局長の「大城 博之」です。

これからの説明では、本会の名称であります「沖縄県国民健康保険団体連合会」
は省略し、数字につきましては、千の単位で説明します。

それでは、議案書1頁をお開きください。
専決報告第1号は、令和6年度診療報酬審査支払特別会計の補正です。

第1条のとおり、予算の総額に
「1,027万2千円」増額し、補正後の予算総額を
「11億890万9千円」としました。

補正の理由は、下にありますとおり
第三者行為損害賠償求償金が当初見込みを上回ったための補正です。

大城
事務局長

次に、5頁をお開きください。

専決報告第2号は、令和7年度の一般会計の補正で第1条のとおり予算の総額
に「582万3千円」増額し、補正後の予算総額を「5億2,059万8千円」としました。

補正の理由は、下にありますとおり
沖縄県から事業を受託することに伴い、事業に係る人件費等の所要経費を措置
するための補正です。

なお、専決報告第1号および第2号は、業務執行上緊急を要しましたので、国
民健康保険法第86条を準用する同法第25条第2項及び本会規約第32条第2
項並びに本会専決規程第4条第13号の規定に基づき、専決処分としました。

以上、よろしくお願いします。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。質疑がありましたらよろしくお願いします。

＜進行の声あり＞

議 長

それではお諮りします。

専決報告第1号および第2号を、承認することにご異議ありませんか。

＜異議なしの声＞

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認されました。

次は、議案第1号を議題とします。事務局から説明してください。

大城
事務局長

それでは、議案第1号、事業実績の認定についてご説明します。

10頁をお開きください。

「Ⅰ 一般状況」の1は、会員等の状況、2は、役員の状況です。

3は、事務局の機構及び職員の状況で、6課12係で職員が51名、専門員・相談員・臨時職員を合わせ135名が業務に従事しています。

また、11頁の4から7のとおり各審査委員会を設置運営しています。

大城
事務局長

次に、12頁をお開きください。

「Ⅱ 事業実施状況」ですが、令和6年度の事業は、総会において議決された事業計画に基づき、適正な事業運営に努めました。

まず、「1 本会運営に関する事業」では、

(1)の総会、(2)臨時総会、(3)理事会、13頁の(4)の監事会を開催しました。

また、(5)の国保事業推進幹事会では、理事会に提案する議案等を各地区代表の国保課長などに審議いただきました。

14頁をお開きください。(6)独立監査人による決算・期中監査及び(7)職員による部内監査を実施しました。

「2 国保制度改善強化推進事業」では、国保制度の安定化を図るため、

(1)の「国保制度改善強化全国大会」が令和6年11月に開催され、15頁に記載のとおり、12項目を決議するとともに、16頁をお開きいただき、(2)の国保制度改善のための陳情活動を展開しました。

稲嶺 事務局次長	事務局次長の「稲嶺 安洋」です。 次に、１７頁をご覧ください。 「３ 育成指導・事業振興に関する事業」では、国保を取り巻く情勢や実務的な情報を提供する目的で、（１）の【市町村職員等を対象とした研修会】を開催しました。 ２０頁をお開きください。 「４ 保険者支援・共同事業」では、保険者の医療費適正化事業、広域的な事業及び小規模保険者等への支援事業を実施しました。 特に、２１頁のイのテレビ及びラジオ等による広報活動では、国保制度の趣旨を広く県民にＰＲしました。
稲嶺 事務局次長	続いて、２４頁をお開きください。 「（２）第三者行為求償事務処理事業」では、損害賠償求償事務を実施し、アの処理状況の表のとおり「１億６,６７２万６千円」を損保会社等から収納しました。
稲嶺 事務局次長	次に、２６頁をお開きください。 「５ 保健事業に関する事業」では、市町村保健事業の支援及び保健師等の資質向上を目的とした各種事業を実施しました。 （１）【特定健診等費用決済業務等の実施】のＡ【費用決済状況】の表のとおり、年間「１３万６千件」、「１０億３,２９１万７千円」の費用決済を行いました。
稲嶺 事務局次長	次に、３０頁をお開きください。 「６ 診療報酬審査事業」では、毎月約７７万件のレセプトの審査を行い、診療報酬を保険医療機関等へ支払うため、効率的かつ効果的な事業運営に努めました。 （１）の国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬審査の実施では、下の表のとおり、国保は、審査対象件数および対象点数ともに前年度に対し減少しており、後期は、審査対象件数、対象点数ともに前年度に対し増加しています。
稲嶺 事務局次長	次に、３２頁をお開きください。 「７ 診療報酬支払等事業」では、国民皆保険制度の適正な運営を担保し被保険者に適切な保険給付を行うため、診療報酬等の費用決済事務を正確かつ迅速に実施しました。 （１）の国保、後期及び公費負担医療に関する診療報酬支払業務の実施では、国保は、レセプト確定件数および診療報酬支払確定額ともに前年度に対し減少し

ています。

次に後期は、確定件数および支払確定額ともに前年度に対し増加しています。

稲嶺
事務局次長

次に、36頁をお開きください。

「8 保険者事務電算共同処理事業・後期高齢者医療事務電算処理事業」では、保険者に共通する事務を一元的に管理し、事務の合理化や経費節減を目的として（1）から38頁をお開きいただき、（7）までの事業を実施しました。

「9 国保保険者標準事務処理事業」では、保険者事務が効率的に実施されるよう保険者が利用する（1）から（3）のシステムの運用を支援いたしました。

稲嶺
事務局次長

次に、39頁をご覧ください。

「10 介護保険関係事業」では、介護給付費審査支払業務を適正に実施するとともに、保険者における介護給付適正化対策の支援に努めました。

（4）介護給付費等の状況では、表のとおり前年度に対し件数、支払確定額ともに増加しています。

40頁をお開きください。

（10）介護保険広報共同事業の実施では、41頁のイ テレビ、ラジオを主体とした広報活動を展開しました。

42頁をお開きください。

「11 障害者総合支援関係事業」では、市町村が障害福祉サービスに係る給付を円滑に行うため、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払業務を迅速確実に実施しました。

（1）の障害介護給付費審査支払業務及び

（2）の障害児給付費審査支払業務では、表のとおり前年度に対し件数及び支払確定額ともに増加しています。

稲嶺
事務局次長

43頁をご覧ください。

「12 母子保健健康診査費審査支払事業」では、母性及び乳幼児の健康保持・増進を目的として市町村が実施する、母子保健事業を支援するため、母子保健健康診査費用決済事務等を（1）の表のとおり実施しました。

稲嶺
事務局次長

次に、４４頁をお開きください。

「１３ 医療費助成事業」では、子育て支援や市町村が行う受給者への支払事務の簡素化を図るため、（１）と（２）の表のとおり『自動償還方式』又は『現物給付方式』にて支援しました。

「１４ 県からの受託事業」では、国民健康保険事業等の充実強化を目的に（１）から（６）までの事業を実施しました。

稲嶺
事務局次長

４５頁をご覧ください。

「１５ 国への財政支援要請」では（１）及び（２）のとおり、沖縄県その他、関係団体とともに、沖縄県の国民健康保険事業に対する国への財政支援要請行動に参加しました。

次に、４６頁をお開きください。

「１６ 新会館建築に関すること」では、新会館建築基本構想・基本計画の作成に向けて、ワーキンググループを表のとおり開催しました。

次に、４７頁をご覧ください。

本会の財産目録ですが、１と２は土地と建物の所有状況です。

４８頁をお開きください。

３の預金は、一般会計のほか７つの特別会計の預金残高です。令和６年度末の決済用普通預金の残高は「１億７,５６９万８千円」となっています。

次に４の積立金は、財政積立金のほか１０件の積立金等の保有状況です。令和６年度末現在の保有総額は「２６億３０９万５千円」となっています。

次に、５０頁をお開きください。

この表は、本会が行っている事業の一覧表です。後ほどご覧ください。

以上が、令和６年度の事業実績です。よろしくお願いします。

議 長

事務局から説明が終わりました。

質疑がありましたら、よろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。

議案第１号を、認定することにご異議ありませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は認定されました。
次に、議案第2号から第9号までを一括議題とします。
事務局の説明を求めます。

大城
事務局長

議案第2号から第9号までは、「資料1 説明資料」によりご説明します。
それでは、表紙をおめくり頂き、目次をご覧ください。

議案第2号から第9号は、令和6年度における本会各会計の決算報告となりますが、その前に、一般会計のほか7つの特別会計の歳入歳出決算総括表等により全体概要をご説明します。

2頁をお開きいただき、右下をご覧ください。

全会計の

歳入総額は、「4,782億1,590万3千円」で
歳出総額が、「4,780億4,020万4千円」となり
差引残額が、「1億7,569万8千円」となっています。

次に、3頁をお開きください。

1は、診療報酬、特定健診、介護給付費及び障害介護給付費の支払勘定の再掲ですが、本会決算額の「97.81%」を占めています。

2は、事業費関係の中で支払勘定要素の決算額の再掲ですが、本会決算額の「1.67%」を占めています。

続いて、3は実質の事務・管理費の再掲ですが、本会決算額の「0.52%」となっています。

以上が、令和6年度 歳入歳出決算状況の全体概要です。

続いて、各会計の決算状況の説明は、担当課からご説明いたします。

奥原
総務課長

それでは4頁をご覧ください。
ここからの決算の説明は、歳入歳出の主な増減を説明します。

この説明資料は、議案名の右端に、括弧書きで議案書の頁番号を記載しておりますので、議案書に目を通される際にご活用ください。

まず、議案第2号についてです。

歳入

2款 手数料の減は、医療費助成の取扱件数が見込みを下回ったためです。

4款 県支出金の減は、沖縄県から委託を受けた医療施設等物価高騰対策支援事業の業務内容変更に伴い、当初予定していた支援金の受け入れが無かったことによるものです。

7款 医療費助成事業受入金の減は、こども医療費助成費が見込みを下回ったためです。

次に、歳出

2款 総務費の不用額は、職員の退職に伴う人件費の減及び入札により会館設備費を削減したことによるものです。

3款 事業費の不用額は、歳入4款と同様の理由によるものです。

6款 医療費助成事業支出金の不用額は、歳入7款と同様の理由によるものです。

その結果、一般会計の決算額は

歳入が、 「70億6,602万5千円」で

歳出が、 「70億3,922万8千円」となり

差引残額は、 「2千679万7千円」で、翌年度繰越となります。

川満
審査課長

審査課長の「川満 達也」です。

次に、5頁をお開きください。議案第3号についてです。

歳入

1款 手数料の減は、診療報酬等の手数料が見込みを下回ったためです。

9款 諸収入の減は、保険者間調整療養費受入金が当初見込みを下回ったためです。

次に、6頁をご覧ください。

歳出

1款 総務費の不用額は、育児休業取得者に係る人件費の減及びシステム運用経費等の節減によるものです。

5款 事業費の不用額は、システム改修経費等の節減によるものです。

7款 諸支出金の不用額は、歳入9款と同様の理由によるものです。

その結果、業務勘定の決算額は、

歳入が、 「10億2,162万4千円」で

歳出が、 「10億263万5千円」となり

差引残額は、 「1,898万8千円」で、翌年度繰越となります。

岸本
業務管理
課長

業務管理課長の「岸本 奈々枝」です。

次に、7 頁をお開きください。

国保診療報酬支払勘定の決算額は、

歳入が、 「1, 186億5, 353万9千円」で

歳出が、 「1, 186億4, 499万4千円」となり

差引残額は、 「854万4千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、

歳入が、 「30億7, 494万1千円」で

歳出が、 「30億6, 600万1千円」となり

差引残額は、 「893万9千円」で、翌年度繰越となります。

次に、8 頁をご覧ください。

出産育児一時金等に関する支払勘定の決算額は、

歳入歳出ともに「7億481万1千円」で、差引残額はありません。

川満
審査課長

次に、9 頁をお開きください。

議案第4号についてです。

歳入

1 款 手数料の増は、診療報酬等の手数料が見込みを上回ったためです。

4 款 第三者行為損害賠償求償金受入金の減は、収納額が当初見込みを下回ったためです。

続いて、歳出

1 款 総務費の不用額は、育児休業取得者に係る人件費の減及びシステム運用経費等の節減によるものです。

4 款 事業費の不用額は、各事業の事務経費の節減によるものです。

7 款 第三者行為損害賠償求償金支出金の不用額は、歳入4款と同様の理由です。

岸本
業務管理
課長

次に、10 頁をご覧ください。

後期高齢者医療診療報酬支払勘定の決算額は、

歳入歳出ともに「1, 538億9, 046万8千円」で、差引残額はありません。

続いて、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の決算額は、

歳入が、 「6億3, 177万円」で

歳出が、 「6億3, 176万8千円」となり

差引残額は、 「1千円」で、翌年度繰越となります。

喜友名
保険者支援
課長

保険者支援課長の「喜友名 均」です。
次に、11頁をお開きください。
議案第5号についてです。

歳入

4款 県支出金の増は、見込みを上回ったためです。

8款 諸収入の増は、特定健診受診券用紙斡旋費用を保険者から受け入れたためです。

続いて、歳出

1款 総務費の不用額は、各事業における事務経費の節減によるものです。

その結果、決算額は、

歳入が、 「1億4,733万9千円」で

歳出が、 「1億3,843万9千円」となり

差引残額は、 「890万円」で、翌年度繰越となります。

次に、12頁をご覧ください。

特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定の決算額は、
歳入歳出ともに「10億3,291万7千円」で、差引残額はありません。

翁長
介護福祉
課長

介護福祉課長の「翁長 明広」です。

次に、13頁をお開きください。
議案第6号についてです。

歳入

5款 主治医意見書料受入金の減は、取扱件数が当初見込みを下回ったためです。

続いて、歳出

1款 総務費の不用額は、令和6年度に令和5年度の決算剰余金を清算する予定でありましたが、税制改正の対応で年度内に清算ができなかったためです。

5款 主治医意見書料支出金の不用額は、歳入5款と同様の理由です。

その結果、業務勘定の決算額は、

歳入が、 「4億1,695万9千円」で

歳出が、 「3億7,077万8千円」となり

差引残額は、 「4,618万1千円」で、翌年度繰越となります。

次に、14頁をご覧ください。

介護給付費等支払勘定の決算額は、

歳入が、 「1,138億3,139万8千円」で
歳出が、 「1,138億3,132万3千円」となり
差引残額は、 「7万5千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、公費負担医療に関する報酬等支払勘定の決算額は、

歳入が、 「22億1,549万9千円」で
歳出が、 「22億1,546万1千円」となり
差引残額は、 「3万8千円」で、翌年度繰越となります。

次に、15頁をお開きください。

議案第7号についてです。

歳入

1款 手数料の増は、取扱件数が見込みを上回ったためです。

続いて、歳出

1款 総務費の不用額は、令和6年度に令和5年度の決算剰余金を清算する予定でありましたが、税制改正の対応で年度内に清算ができなかったためです。

その結果、業務勘定の決算額は、

歳入が、 「1億4,692万6千円」で
歳出が、 「1億739万4千円」となり
差引残額は、 「3,953万1千円」で、翌年度繰越となります。

続いて、障害介護給付費支払勘定の決算額は、歳入歳出ともに「735億6,534万2千円」で、差引残額はありません。

議案第8号についてです。

喜友名
保険者支援
課長

歳入1款 健康診査費受入金の減は、健診費用が当初見込みを下回ったためです。

歳出1款 健康診査費支出金の不用額は、歳入1款と同様の理由によるものです。

その結果、決算額は、

歳入が、 「11億5,445万5千円」で
歳出が、 「11億5,443万8千円」となり

奥原
総務課長

差引残額は、「1万7千円」で、翌年度繰越となります。

次に、17頁をお開きください。
議案第9号についてです。

歳入

1款 使用料及び手数料の減は、駐車場利用者が当初見込みを下回ったためです。

次に、歳出

3款 諸支出金の不用額は、福利厚生給付金及び事業費が当初見込みを下回ったためです。

5款 事業費の不用額は、おきなわ医療・保健連携ネットワーク終了に伴う運用管理費等の減です。

その結果、決算額は、

歳入が、「1,341万1千円」で

歳出が、「1,041万円」となり

差引残額は、「300万1千円」で、翌年度繰越となります。

稲嶺
事務局次長

以上が、令和6年度の各会計の決算です。

これらの各会計の決算監査につきましては、18頁にあります「監事による決算監査」を7月3日に、19頁にあります「独立監査人による決算監査」は6月16日から18日に行い、問題なく完了していることをご報告いたします。

また、只今ご説明しました議案のうち、議案第3号から議案第8号までの特別会計業務勘定から発生した決算剰余金につきましては、国の通知に基づく計算を行った結果、赤字判定となりました。赤字判定の場合、決算剰余金は翌年度に繰り越し、積立金等に充当することが認められており、国保、後期、特定健診の3会計は不足する積立金に充当することとしますが、介護、障害の2会計につきましては、積立金が満額に達しておりますので、保険者へ返還する予定としております。

なお、返還額は、このあと議案第15号及び議案第16号にてお示しします。

次に、配布しています「資料2 令和6年度複式財務諸表」についてですが、これは、複式簿記による本会の財務状況を確認できる財務諸表となります。これらは、参考として添付するもので、説明は省略いたします。後ほどご覧ください。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑がありましたら、よろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。議案第2号から第9号まで、認定することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの8件は認定されました。
次に、議案第10号から第11号までを一括議題とします。事務局の説明を求めます。

稲嶺
事務局次長

次に議案書の178頁をお開きください。

議案第10号は、新会館建築基本構想・基本計画についてです。基本構想（案）、基本構想（案）はそれぞれ別冊としてお配りしておりますが、内容については、資料3「新会館建築基本構想・基本計画の説明資料」を用いてご説明いたしますので、お手元にご準備ください。

それでは、資料3の1頁をお開きください。

資料を読み上げて説明いたします。

まず、現会館の老朽化、狭隘化及び事業拡大に対応するため、令和3年7月の総会において、基本構想及び基本計画の策定着手について承認を受けました。

次に、この策定作業については、市町村の課長等で構成するワーキンググループにおいて協議・検討を重ねてきたところですが、このたび、基本構想及び基本計画（案）を別冊のとおり取りまとめ、令和7年7月7日に開催した検討委員会及び理事会にお諮りしたところ、総会への提案についてご承認をいただきました。

本日は、この基本構想及び基本計画（案）についてご説明いたしますので、ご承認をいただければと思います。

基本構想及び基本計画の概要一覧に、主な内容を記載しています。

まず、施設規模については3,000m²で、1人あたり面積は25.9m²となります。

なお、現会館は2,186.5m²で、1人あたり面積は14.1m²ですので、現会館よりは規模は大きくなりますが、他県連合会又は県内市町村の規模と比較すると、より規模は抑えたものとなっています。

建築場所は、現有地であり現在は駐車場として利用している場所に建築する計

画です。

なお、現有地で建築することについては、令和元年度第2回総会の土地取得時及び令和4年度第2回理事会で承認を得たところです。

建築の概算事業費は、34億4,400万円となります。これは、計画当初の想定額13億4,300万円より21億円あまりの増となりましたが、増となった理由としては、物価高騰によるものや、当初は会館の本体以外の駐車場や外構費等を含めていなかったためとなります。

この概算事業費を賄うための、財源計画としては、こちらに記載しましたとおり、積立金を18億1,600万円とし、借入金16億2,800万円と試算しました。補助金については、まだ調査中の状況です。なお、今後、補助金の調査を含め、より具体的な計画をたてていくこととしています。

また、財政負担の軽減をはかるため、余剰床の活用として、関連団体の入居と民間事業者の活用をしたいと考えています。すでに、関連団体との調整はすすめており入居について前向きな回答を得ております。また、民間事業者との調整は、本日、基本構想・基本計画の承認を得ることができましたら、すすめたいと考えております。

その他としては、駐車場の整備も計画しており、関連団体の使用分を含め190台分の駐車場を整備する計画です。

2頁をご覧ください。こちらは、現時点における課題及び今後の検討事項となります。近年、建築事業費が高騰していますので、事業費については、さらに増大する可能性があります。そのため、財政計画については、より具体的な事業費を積算するとともに、財源については、増となった建築事業費を賄うため、積立金の上限額を引き上げたいと考えており、本日、議案第11号として提案しております。なお、増となる場合は、理事会・総会に諮って決定したいと思います。

また、商業調査では、民間事業者活用の方向性としては、コンビニエンスストア、カフェバー等といった目的来店型の飲食店又はシティホテル等の宿泊施設が適している結果となりました。今後、民間事業者の調査をすすめる予定としております。

下の表は、全体スケジュールで、本日、基本構想及び基本計画の承認を得ましたら、民間活力導入可能性調査をすすめてまいります。なお、現時点では、建設工事の完了を令和13年度末。立体駐車場の整備を令和15年度末としております。

以上が全体概要となります。

続いて、3頁をお開きください。

3頁は、別冊としてお配りしております基本構想の概要を説明するものとなります。

それでは基本構想についてご説明いたします。

まず、1にございますとおり、基本構想の目的と位置づけとしては、新会館建築における基本的な考えを整理するものであり、現会館の現状と課題等を踏まえ、会館の役割や方向性を検討整理し、新会館の規模や配置を見込んだ上で、今後の基本計画の基礎として策定するものです。

なお、右にございますとおり、この基本構想に続く工程としては、次に基本計画を策定し、その後、基本設計、実施設計、建設工事と進む予定でございます。

続いて、2は、現会館の現状と課題です。右の四角い枠で囲んでいるところにお示していますとおり、現会館の課題としては、①建物、設備の老朽化、機能性・執務環境の低下等から、⑥セキュリティの確保が不十分、までの6つの課題がございます。

3頁の下は、新会館の整備方針や基本方針についてとなります。

新会館の整備方針としては、左下の青色付きの枠で記載しております。

まず、1点目として、保険者サービスの質を向上させるため、本会の業務に適合した執務環境を整備する。次に2点目として、経営の安定化と保険者の保険財政に貢献するため、効果的な民間活力の導入を図る。最後に3点目として、周辺地域の文化・景観・防災・福祉によるまちづくりに貢献する、とこれら3つを新会館の整備方針としました。

これらの整備方針から基本方針を定めておりまして、右側にございますとおり、1から9までに掲げるものを基本方針として定義しました。

続いて、4頁をご覧ください。

4の新会館の整備場所につきましては、右に図を記載しております。この図の少し色が付いたところが本会にて所有している土地と建物でございます。現会館が中央左側に書かれておりまして、現会館の右にある枠線に囲まれている部分、現在、駐車場として利用しているところでございますが、こちらに、新しい建物を建てて、現会館がある場所は駐車場を建築する予定としております。

続いて、5は新会館の規模でございます。

先ほど概要のところでご説明いたしましたが、表にございますとおり、新会館の想定面積は3,000平米、新会館の職員1人当たりの想定面積を25.9平米としました。他県の連合会や県内市町村の庁舎等々と比較しますと、少々コンパクトなも

のとなっておりますが、現会館よりは400平米以上の増となっており、今後ペーパーレス化やDX等の導入により十分な面積と考えており、今以上に効率的な会館の利用をしたいと考えております。

5の(2)には、関連団体の入居面積に記載しております。関連団体の入居については、既に調整をはじめているところでございます。この関連団体は、本会が実施する業務と非常に関わりが多い団体でございまして、今後はさらに連携を強化し、業務の効率化を図るために、関連団体が必要とする面積を新会館に確保したいと考えております。

なお、関連団体の具体的な必要面積については調整中であり、基本計画以降で決定するものとしております。

5の(3)は、先ほどもお伝えしましたとおり、駐車場の整備でございます。規模としては、連合会が130台、関連団体が60台、計190台分の駐車場を整備する予定でございます。

6の事業手法については、基本計画の説明のところでご説明します。

続いて、5頁をお開きください。

5頁からは基本計画の概要説明資料となっております。

まず、基本計画の目的と位置付けは右にございますのとおり、少し太い線で囲っておりますが、新会館の規模、導入する機能、整備スケジュール、事業費等を検討・整理し、設計業務の基礎資料等とする、ために策定するものでございます。

2は、導入する機能を定義してございます。

まず、(1)として、機能的でフレキシビリティの高い執務空間の実現として、①から③までの機能を準備することとしています。

(2)は、DXの進展を想定したICT機能の整備、

(3)は、災害対策機能の確保、

6頁をご覧ください。

(4)は、働き方改革の推進を支援する環境の整備、

(5)は、ユニバーサルデザインによる使いやすい環境の整備、

以降、(6)(7)(8)(9)に、新会館に導入する機能を定義しておりますので、後ほどお読み取りください。

3の新会館の規模については、右の表にございますとおり、新会館の想定面積である約3000平米を基準として各執務室等の面積を整理したものです。

既存面積も記載しておりますので、比較等をする際にご覧ください。

続いて8頁をお開きください。

4は新会館の配置計画となります。

まず、(1)では、民間施設の可能性を検討するにあたり、余剰床の活用の考え方を整理しております。表にありますとおり、これから調整するところではございますが、建物所有形態別の特徴として、左のように、建物を連合会が所有し、民間へ貸し出すパターン。真ん中のように、民間事業者に建築・所有をしていただき、連合会が入居するパターン。右のように、連合会、民間事業者双方が必要な施設を建築するパターン。こういったものを想定してございます。

民間事業者との調整につきましては、本日、この基本構想、基本計画のご承認がいただけたら、続く工程におきまして調整を進めていく予定でございます。

次に下にございます、(2)の配置計画は、先ほど基本構想でご説明しましたとおり、本会が保有している土地の右側の方に新会館を建てて、左側は駐車場を建築する予定でございます。

続いて、8頁をご覧ください。

5は建築事業費及び財源についてです。

表にございますとおり、現在の想定事業費は34億4,400万円となっており、また下にございますとおり、毎年の維持管理費は3,800万円を想定しています。

これらの負担としては、現時点であれば、十分に賄えるものと考えておりますが、今後建築単価が上昇することも想定されますので、より具体的な事業費、維持管理費を続く工程で精査し、必要に応じて皆様の方にお諮りしたいと考えております。

最後に、6は、事業スケジュールとなります。

内容は、先ほどご説明したとおりでございまして、建物の完成は令和13年度末、駐車場の整備が完全に完了する時期を令和15年末としております。

議案第10号の基本構想(案)及び基本計画(案)の説明は、以上となります。

続いて議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号の説明は、議案書に戻りますので、お手元に議案書をご準備いただき、179頁をお開きください。

よろしいでしょうか。

議案第11号は、新会館建築準備資金積立金規則の改正で、新会館建築費用の増加及び積立状況を踏まえ、180頁をお開きください、積立金の上限額を現在の6億7,000万円から10億3,000万円に見直すための改正です。

以上が、議案第10号及び第11号の説明となります。
どうぞ、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑がありましたら、よろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議 長

お諮りします。議案第10号から第11号まで、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、ただいまの2件は可決されました。
次に、議案第12号から第16号までを、一括議題とします。
事務局の説明を求めます。

植木
企画電算
課長

181頁をご覧ください。
議案第12号は、財産の処分についてですが、182頁の「別紙」でご説明いたします。

減価償却積立引当資産の、

(1)の「1,327万1千円」および(2)の「1,267万4千円」を処分します。

処分の理由といたしましては、国保中央会が一括調達する「セキュリティ等管理システム」機器等経費に充当します。

続いて、只今説明しました財産の処分に伴う補正についてです。

183頁をご覧ください。

議案第13号は、国保の業務勘定の補正で、
第1条のとおり、予算の総額に

「1,327万1千円」増額し、補正後の予算総額を
「14億4,575万4千円」とするものです。

186頁をお開きください。

議案第14号は、後期の業務勘定の補正で、第1条のとおり、予算の総額に「1,267万4千円」増額し、補正後の予算総額を「7億6,672万2千円」とするものです。

翁長
介護福祉課
長

次に、189頁をお開きください。

この議案第15号は、介護事業に係る業務勘定の補正であり、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を「4億6,215万8千円」とするものです。

補正の理由は、下にありますとおり、先ほど決算でお伝えした決算剰余金を保険者へ返還するための補正です。剰余金は令和7年度手数料から減額いたします。

次に、192頁をお開きください。

議案第16号は、障害の業務勘定の補正で、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を「1億3,830万4千円」とするものです。

補正の理由は、議案第15号と同様で、決算剰余金を保険者へ返還するための補正です。剰余金は令和7年度手数料から減額いたします。

以上、よろしくお願いします。

議 長

只今、事務局から説明が終わりました。質疑がありましたら、よろしくお願いします。

< 進行の声あり >

議 長

それではお諮りいたします。議案第12号から第16号まで、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

< 異議なしの声 >

議 長

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの5件は可決されました。

以上で、すべての審議が終了いたしました。これで、議長の任を終了させていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。

司 会
比嘉主幹

比嘉村長、誠にありがとうございました。

以上で、議案審議は全て終了となりますが、本会常務理事の高良昌英より、近況報告がございます。

高良 昌英
常務理事

常務理事の高良昌英でございます。資料4をご覧ください。特に国民健康保険中央会に支払う負担金関連について次のとおりご報告申し上げます。

1. 全国47都道府県国保連合会を会員として組織されている「国民健康保険中央会」では、審査支払システム等の全国統一システムの開発や超高額医療費特別審査等を各国保連合会の負担金等を財源として運営しております。

2. 当該負担金等は全国国保連合会が協議して3年ごとに見直しており、令和6年度実績で沖縄県は3億円余、全国では254億円を支出しております。令和8年度は当該負担金の引き上げが予定されております。その際は各市町村から本会に納付する各負担金も見直す必要があり、市町村国保担当課長に説明して予算措置をお願いしていく予定でございます。

3. また、国保中央会に支払う負担金のうち高額となっている「国保総合システム関連負担金」は、第一段階として、保守運用費削減のため、クラウド最適化作業を進めております。

4. 次の段階では、支払基金（被用者保険側の審査支払機関）と国保連合会の共同開発・共同利用について検討していたが、両機関の開発方針の相異により、基幹部分の共通化のみに留まりました。

5. 今後は、①国庫補助の最大確保、②保険者サービスレベルの維持・向上、③保守運用費の低減を目指し、全国の国保連合会及び国保中央会と調整を進めていく所存でございます。

本会は、ただいまご説明しました国保中央会関連の負担金のほかにも、様々な手数料・負担金を保険者の皆様から頂いて運営しております。保険者の負担を軽減するため不断の努力を続けて参りますので、本会の運営にご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。以上をもちまして、近況報告といたします。よろしくお願ひいたします。

司 会

これをもちまして、令和7年度第1回通常総会を終了いたします。
どうもありがとうございました。

<閉 会>

沖縄県国民健康保険団体連合会規約第18条の規定により、ここに署名する。

中城村長

比嘉麻乃

令和7年度第1回通常総会出席者名簿

沖縄県国民健康保険団体連合会

	市町村長名	本人	書面	代理	欠席	備考		市町村長名	本人	書面	代理	欠席	備考
那覇市	知念 覚			○		副市長	豊見城市	徳 元 次 人		○			
うるま市	中 村 正 人		○				八重瀬町	新 垣 安 弘	○				
沖縄市	花 城 大 輔		○				与那原町	照 屋 勉	○				
宜野湾市	佐 喜 眞 淳		○				南風原町	赤 嶺 正 之	○				
宮古島市	嘉 数 登		○				久米島町	桃 原 秀 雄	○				
石垣市	中 山 義 隆		○				渡嘉敷村	新 里 武 広	○				
浦添市	松 本 哲 治				○		座間味村	宮 里 哲		○			
名護市	渡具知 武 豊		○				粟 国 村	上 原 一 宏	○				
糸満市	當 銘 真 栄		○				渡名喜村	比 嘉 朗	○				
国頭村	知 花 靖	○					南大東村	新 垣 利 治	○				
大宜味村	友 寄 景 善	○					北大東村	鬼 塚 三 典	○				
東 村	當 山 全 伸	○					伊平屋村	名 嘉 律 夫		○			
今帰仁村	久 田 浩 也		○				伊是名村	奥 間 守			○		副村長
本部町	平 良 武 康	○					多良間村	伊良皆 光 夫	○				
恩納村	長 浜 善 巳	○					竹 富 町	前 泊 正 人	○				
宜野座村	當 眞 淳	○					与那国町	糸 数 健 一		○			
金武町	仲 間 一	○					南 城 市	古 謝 景 春		○			
伊江村	名 城 政 英			○		課長	医師国保	田 名 毅		○			
読谷村	石 嶺 傳 實	○					沖縄県	玉 城 康 裕			○		保健医療介護部長
嘉手納町	當 山 宏	○											
北谷町	渡 久 地 政 志	○											
北中城村	比 嘉 孝 則	○											
中城村	比 嘉 麻 乃	○											
西原町	崎 原 盛 秀		○										

12 9 2 1

11 6 2 0

会 場 出 席 者 27 人

会 員 数 43 人

本 人 出 席	23 人
書 面 出 席	15 人
代 理 出 席	4 人
出 席 者 合 計	42 人
欠 席	1 人

